



第5章 新たな時代に向けた住み心地の良いまちの実現

第1節 新高速交通時代に向けて

- 第1項 北陸新幹線全線開業
- 第2項 公共交通・道路交通網

第2節 住み心地の良いまちの形成

- 第1項 秩序あるまちの形成
- 第2項 環境衛生・生活環境 ★
- 第3項 橋梁
- 第4項 上水道
- 第5項 下水道
- 第6項 河川
- 第7項 住宅
- 第8項 スマートシティの実現

(★目標・指標を設定)



第1節 新高速交通時代に向けて

第1項 北陸新幹線全線開業



■現況と課題

現在、令和元（2019）年度から着手されている敦賀～新大阪間の環境アセスメントの手続きは、令和4（2022）年度末までに評価結果が公表される予定で進められており、早ければ、令和3（2021）年秋以降に具体的な小浜新幹線駅の位置が示される予定となっています。

国は、全線開業時期を令和28（2046）年頃としていますが、本市をはじめ、北陸・関西などの沿線自治体や経済団体は、令和12（2030）年度末頃までの全線開業をめざし、敦賀～新大阪間を令和5（2023）年度当初に着工するよう政府・与党に対して強く要請を行っています。

令和12（2030）年度末頃までの全線開業を実現するためには、令和5（2023）年春までに整備をはじめることが絶対条件であり、令和4（2022）年度までの間に安定的な財源見通しを確保することが極めて重要です。



平成29年度 北陸新幹線図画コンクール最優秀賞 西尾美咲さん

■基本方針

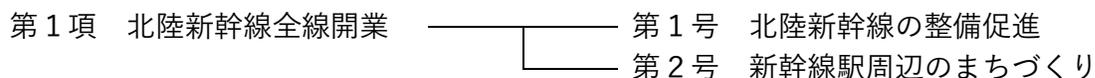
関西との大幅な時間短縮および首都圏と直結することによる暮らしの向上や地域の発展を図るため、北陸新幹線全線開業の早期実現に向けた取組みを推進します。

また、小浜新幹線駅周辺のまちづくりについて、市民・団体・事業者との対話を重ねながら、整備方針や整備計画などを定め、新たなまちをデザインするとともに、財源確保に取り組むなど小浜市新まちづくり構想の実現に向けて取り組みます。

第1節 新高速交通時代に向けて



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 北陸新幹線の整備促進

- 建設財源の確保については、国において議論が進められています。本市としても令和12（2030）年度末頃までの全線開業をめざして、今後も繰り返し、強く要望を重ねていきます。
- 早期全線開業の実現に向けて、市民や各種団体などとともに機運の醸成を図ります。

第2号 新幹線駅周辺のまちづくり

- 小浜市新まちづくり構想に掲げた「スマート&スローシティ」の実現に向け、オール小浜体制で取り組んでいきます。なお、今後明らかになる小浜新幹線駅の具体的な位置決定を踏まえ、市民をはじめ、企業や各種団体などとの対話を重ねながら、小浜新幹線駅周辺エリアの整備方針や整備計画など、新たなまちをデザインします。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、北陸新幹線早期全線開業の実現に向け、連携を強化し、一体となって運動を展開するとともに、小浜新幹線駅周辺のまちづくりに向けて議論を重ねます。



第2項 公共交通・道路交通網



■ 現況と課題

幹線市道、都市計画道路については、主要部分の整備は概ね完了しており、今後は、小浜新幹線駅と、整備済の幹線道路をつなぐ主要道路の計画、整備が必要となります。

JR小浜線については、小浜線利用促進協議会において県・嶺南市町・JR西日本などが連携し、情報交換や協議を重ねながら利用促進を図っています。利用者が年々減少傾向にある中、今後も利用促進策を継続して実施する必要があります。

「あいあいバス」については、自家用車の利用拡大による一般客の減少や、少子化の進展による学生客の減少により、利用者数は年々減少傾向にあります。自家用車を利用できない市民の身近な移動手段として、市民生活に欠かせない公共交通機関です。

今後は、高齢化が進展する中で、運行方法を見直し、運転免許を持たない市民が安心して生活できる交通環境整備が必要となります。



鯖のラッピングをした『あいあいバス』

■ 基本方針

主要道路については順調に整備が進められていますが、なお一層地域の活性化が図られるよう必要な道路整備を進めるとともに、側溝整備や老朽化した舗装の補修等に取り組めます。

地域に密着した生活道路については、自然環境や周辺の景観に配慮するとともに、市民が利用しやすく、安全・安心な道路環境を確保するために必要な整備を進めます。

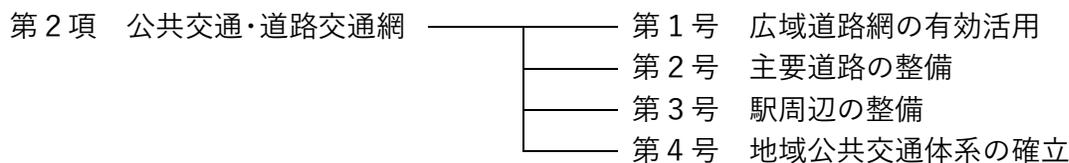
舞鶴若狭自動車道の全線4車線化の早期実現ならびにJR小浜線の増便・利便性の向上に向け、関係機関へ要望します。また、JR小浜線については、さらなる利用促進に努めます。

市民の身近な公共交通機関である生活路線バス「あいあいバス」については、環境にやさしいまちの実現に向け、運行を継続するとともに、多様化する利用者のニーズに対して先端技術等を取り入れるなど、交通利便性の向上に努めます。

第1節 新高速交通時代に向けて



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 広域道路網の有効活用

- 舞鶴若狭自動車道の全線4車線化の早期実現を強く要望し、観光交流人口の増加ならびに産業の活性化につなげるよう努めます。

第2号 主要道路の整備

- 国道については、国道162号の西津橋・大手橋の架け替えに伴う拡幅について、事業が進行中であり、県に協力して、早期完成をめざします。
- 深谷～相生間については、継続して事業を進めるよう関係機関に要望します。
- 県道については、岡田深谷線の通行不能区間の整備、中井青井線の拡幅の事業着手、また、市道については、市道阿納尻西小川線の整備に係る支援について関係機関に強く要望します。
- 都市計画道路については、小浜縦貫線（国道162号交差点～市道川縁線交差点）の整備を進めます。

第3号 駅周辺の整備

- JR小浜駅、東小浜駅周辺については、環境美化への支援をはじめ、乗り継ぎ、観光案内等、利用環境の整備による利便性の向上を図ります。

第4号 地域公共交通体系の確立

- JR小浜線については、増便や利便性の高いダイヤの設定、運休対策の強化、JR小浜駅のバリアフリー化など、効率性・利便性の向上に向けてJRに対して要望します。また、市民の利用意識の高揚を図るための効果的な事業を展開します。
- 「あいあいバス」については、利用者のニーズに応じた効果的な路線の設定や運行ダイヤの編成を行います。
- 二次交通については、先端技術を活用しながら、既存交通の高度化や新たな交通の導入とサービスの連携により日常生活や市内観光などの交通利便性の向上を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

【第1・2号】

市民・団体は、同盟会の設立等により、国・県への要望活動を行います。

市民・団体・事業者は、路上駐車や歩道の不法占用等をなくし、利用しやすい環境づくりに努めます。

行政は、国・県管理の道路について、市民・団体の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

【第3・4号】

市民・団体・事業者・行政は、JR小浜線の積極的な利用に努めます。

市民・団体は、JR小浜線の市内5駅について、周辺の植栽活動など良好な環境保全に努めます。

市民・団体・事業者・行政は、福井県全体で実施している毎週金曜日の「カー・セーブデー」に積極的に参加します。

第2節 住み心地の良いまちの形成

第1項 秩序あるまちの形成



■現況と課題

これまで、本市の土地利用については、用途地域を設定するなど、地域の特性に応じた開発がなされるよう努めてきましたが、一部の地区については住宅用地と農用地、工業用地が混在する無秩序な開発が進んでいました。

今後は、平成29(2017)年度に策定した「立地適正化計画」に基づき、緩やかに中心市街地など居住誘導区域への人口誘導を行い、人口減少が進む中で、一定の人口密度を保つことやインフラ整備の経費軽減などにより市民サービス水準を維持することが必要です。

今後、北陸新幹線全線開業など、さらに大きな変化を迎えることとなりますが、こうした変化を的確に予測し、本市の特徴でもある歴史的な景観や保全すべき自然豊かな地域等との調和を図りながら、秩序あるまちを計画的に形成していく必要があります。



小浜市街地全景

■基本方針

市民が住み心地の良い生活基盤を築くためには、保全すべき地域と開発すべき地域を明確に区分し、自然景観と調和した、秩序あるまちを形成します。

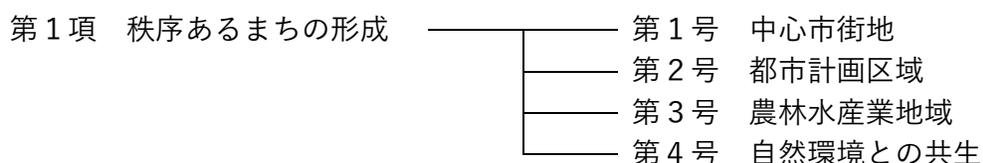
今後、小浜市新まちづくり構想の実現に向けて取組みを進める中、市民生活の場となる市街地から農山漁村地域と、それらを取り囲む自然あふれる地域について、それぞれが持つ特性を活かしながら、秩序あるまちを形成するとともに、地域の課題に対応するため、土地利用を計画的に推進します。

また、本市の自然の良さを都市部に向けて積極的にPRし、本市への移住の機会創出を図ります。

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 中心市街地

- 中心市街地のにぎわいの創出に向け、「まちの駅」を核に歴史や文化に調和した景観の形成や区域内の空き地、空き家、空き店舗等の活用などを積極的に推進します。

第2号 都市計画区域

- 快適な生活環境を確保するため、保全すべき土地と開発すべき土地を明確にし、自然環境と調和した開発を進めます。
- 県道小浜上中線沿いの今富地区から遠敷地区にかけては、郊外大型店の進出が予想されるため、中心市街地の活性化等もあわせて、本市全体の都市計画に整合させた規制・誘導が必要であり、新幹線駅周辺の土地利用計画をもとに、都市計画および立地適正化計画等を見直し、コンパクトシティの実現をめざします。
- 公園緑地については、指定管理者により維持管理の強化を図るとともに、老朽化した遊具の修繕等を行い、安全で利用しやすい施設をめざします。

第3号 農林水産業地域

- 自立した農山漁村の形成・維持に向け、自然環境の保全や景観の形成、文化の伝承など、適切な地域資源の確保・保全に努めるとともに、持続可能な集落運営に向け空き家の利活用など移住者の受入基盤の形成に努めます。

第4号 自然環境との共生

- 美しい海や山、豊富できれいな地下水や湧き水など、誇るべきふるさとの原風景の維持・保全に努めるとともに、都市部への移住希望者に向けた積極的なPRに努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、新たな小浜のまちの形成を意識するとともに、豊かな自然環境および住環境の保全に努めます。

事業者は、各土地利用計画を尊重し、本市の特徴である、歴史・文化・自然等との調和を念頭に置いて、既存インフラの有効利用を考慮した土地の利用に努めます。

行政は、市民が思い描く本市のあるべき姿を的確に捉え、各土地利用計画に反映させるとともに、秩序ある開発、適正な保全を誘導することにより、人口減少が進む中においても、市民サービス水準を維持できるように、市民、事業者、団体等に対する啓発に努めます。

第2項 環境衛生・生活環境



■現況と課題

ごみ処理については、排出量が増加傾向にあり、分別の徹底と減量化に努める必要があります。

ごみ焼却施設については、小浜市、若狭町、おおい町、高浜町で構成する「若狭広域行政事務組合」を事業主体として広域化による整備を進めています。

クリーンセンターについては、広域ごみ焼却施設の供用開始まで、安定した運転が必要です。

リサイクルプラザについては、可能な限り埋立て量を減らし、延命化を図ることが必要です。

し尿処理については、下水道の普及により全体の処理量は減っていますが、今後も、し尿処理施設の適切な維持管理、整備が必要です。

火葬場については、築後50年が経過し老朽化が著しいため、新たな広域火葬場の建設が必要です。



高浜町で建設が進められている広域廃棄物処理施設完成イメージ

■基本方針

市民生活を維持継続するため必要不可欠であるごみ処理やし尿処理、火葬などの環境衛生業務について適切かつ安定した運営に取り組みます。

老朽化等により更新が必要な施設については、広域化や社会の変化に応じた適切な手法による整備に向けて取り組みます。

■目標・指標

| 目標・指標名 | 目標・指標説明 | 実績値 | 目標値 | |
|--------------|---|-------|-------|--------|
| | | 令和元年度 | 令和7年度 | 令和12年度 |
| 災害廃棄物処理計画の策定 | 災害後に排出される災害廃棄物の収集運搬体制や仮置き場の確保等を盛り込んだ計画の策定 | 未策定 | 策定 | 策定 |

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 ごみ処理

- ごみの分別の徹底と減量化に努めます。
- ごみ処理の広域化に合わせて、収集方法や料金体系など、適切なあり方を検討します。
- 広域ごみ焼却施設については、若狭広域行政事務組合を事業主体とし、令和5(2023)年度の供用開始に向けて施設の建設や運営体制の確立、中継施設の整備等に順次取り組みます。
- クリーンセンターについては、広域ごみ焼却施設の供用開始まで、必要な修繕等を実施し、安全かつ安定した運転に努めます。
- リサイクルプラザについては、安全かつ安定した運転に努め、ごみの適正処理を推進します。
- 災害廃棄物の処理について、適正かつ迅速に行い、速やかな復旧を果たすため、県の計画と整合を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定します。

第2号 し尿処理

- 下水道の普及等により、し尿や浄化槽汚泥の処理量は減少していますが、集落排水処理施設等からの汚泥の排出は今後も継続することから、衛生管理所の安全かつ安定した運転に努めるとともに、質、量の変化に対応した今後の処理のあり方について検討します。

第3号 火葬場の整備

- 新しい火葬場の建設については、事業の効率化の観点から、若狭広域行政事務組合を事業主体として、早期建設、供用開始に向けて取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、ごみの分別を徹底するとともに、排出量の抑制に努めます。

行政は、ごみやし尿等について、社会情勢や量的な変化に応じ、適切に処理するとともに、各施設の安全で安定した運転に努めるほか、広域化による新しい火葬場の建設に取り組みます。

第3項 橋梁



■ 現況と課題

老朽化が著しい西津橋・大手橋については、工事着手に至りましたが、今後は、早期完成に向け、国・県に対して積極的に要望する必要があります。

丸山橋をはじめ市道に架かる橋梁の多くは、高度成長期に建設されているため老朽化が進んでおり、今後、必要となる架け替えや修繕については、「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に取り組む必要があります。



コウノトリ大橋

■ 基本方針

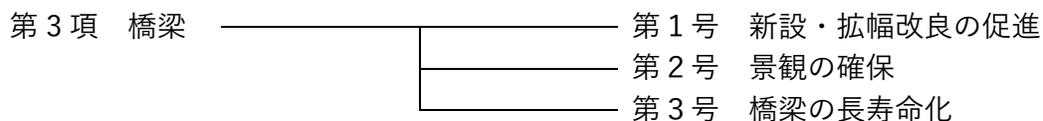
市内の主要幹線道路における西津橋・大手橋など、大型橋梁の架け替えについては、安全・安心な交通体系を整えるだけでなく、観光交流人口の増加や物流の活性化が期待されることから、国・県に強く働きかけ、早期完成をめざします。

市道に架かる橋梁は5年に1回の定期点検を行い、その結果をもとに、「架け替え」または「延命を図る予防保全型修繕」等、その方針を定める「長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づき、効率的な維持管理を行います。

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 新設・拡幅改良の促進

- 国道162号の西津橋・大手橋の架け替え事業ができる限り早期に完成するよう、国・県に対し積極的に働きかけます。

第2号 景観の確保

- 国道162号の西津橋・大手橋をはじめ市道に架かる大型橋梁を架け替える際には、周辺の景観に調和し、小浜市の歴史・文化等を意識したデザインとなるよう、住民参加の景観検討委員会に諮るなど、景観の確保に努めます。

第3号 橋梁の長寿命化

- 橋梁の長寿命化については、「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な架け替えや修繕を実施するとともに、法定点検に基づき、必要に応じて随時、計画の見直しを行います。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、大型橋梁の架け替えや修繕において、当該事業の必要性等を国・県に対し要望します。行政は、市民・団体・事業者に対し、国・県の動向等を情報発信するとともに、効果的な事業の推進について理解が得られるよう努め、地域の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。



西津橋

第4項 上水道



■現況と課題

現在の上水道事業は地下水を水源としており、将来にわたり安定して取水できる対策が必要です。

簡易水道（飲料水供給施設を含む）については、上水道への施設整備による統合と経営統合を進め、効率的で安全な水を供給する必要があります。

今後、更新時期を迎える水道施設が増加することから、中長期的な更新需要と財政収支見通しを検討し、計画的な投資を行うとともに、経営効率の向上と財政の健全化を図る必要があります。

さらに、将来にわたり安定した水道事業の財源を確保するために、国庫補助事業等の有効活用と適正な料金水準と料金体系の見直しについて検討が必要です。



■基本方針

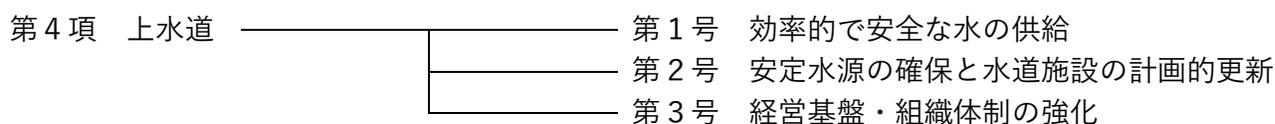
近年の人口減少、節水機能や節水意識の向上などにより、給水量の継続的な減少による給水収益の減少など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、平成22(2010)年3月に策定した「小浜市水道ビジョン」を令和元(2019)年9月に改定しました。

すべての市民や事業者等が安定して水道を利用できるよう、改定した「小浜市水道ビジョン」に基づき、安全でおいしい水の安定した給水を持続します。

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 効率的で安全な水の供給

- 簡易水道の上水道への統合については「水道ビジョン」に基づき、施設整備による統合と経営基盤の強化を目的とした経営統合を進めます。
- 水源水質の保全、耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム）対策、水質に関する情報提供、貯水槽水道の管理徹底の指導、直接給水方式を推奨するなど、安全な水の供給に努めます。

第2号 安定水源の確保と水道施設の計画的更新

- 現在、上水道の水源として使用している地下水については、現状程度の揚水量を維持していくとともに、地下水位、水質等の継続的な監視により、地下水環境の変化に留意しながら、今後も水源として使用していきます。また、河内川ダムについては多様な水源を確保するため、今後も利水者としての権利を保有していきます。
- 今後、更新時期を迎える水道施設・管路については、「水道ビジョン」に基づき策定予定の「更新計画・耐震化計画」により、統廃合を含めた計画的な更新、耐震化を進めます。

第3号 経営基盤・組織体制の強化

- より一層の経営効率の向上を図るとともに、今後の事業環境に対応した適正な料金水準と料金体系の設定による財政の健全化に努めます。
- 簡易水道は上水道と水道料金が異なり、また、地域ごとでも料金が異なることから、段階的な改定による上水道料金との統一を図ります。
- 施設整備や更新等の費用は水道料金に反映されるため、事業の必要性などを広く市民に情報提供し、相互理解に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、水道水源である地下水の安全性を維持していくために、現状の揚水量の持続と有効利用に心がけ、地下水保全に努めます。

貯水槽水道（受水槽、高架水槽）の設置者は、適切な清掃管理を実施し、水質の保全に努めます。

行政（水道事業者）は、施設状況や事業の必要性・進捗状況などの情報提供を積極的に行い、相互理解のもと事業を推進します。

第5項 下水道



■現況と課題

下水道整備の人口普及率は99.5%（令和元（2019）年度末）に達しており、事業の主体は「整備から維持管理」へ移行し、「適切な施設更新」と「持続可能な事業運営」をめざす必要があります。

「適切な施設更新」においては、長寿命化対策や耐震補強等による「安全性および機能の健全化」を図り、適切な維持管理に努める必要があります。

「持続可能な事業運営」においては、農業、漁業集落排水事業も公営企業会計へ移行し、公共下水道事業とともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努める必要があります。

雨水渠については、台風、集中豪雨時に排水能力が不足し、浸水被害が発生する路線等、対策の必要性が高い路線を早期に整備する必要があります。



浄化センター見学会

■基本方針

下水道は、「快適な生活環境の形成」と「公共用水域の水質保全」に寄与するとともに、雨水を速やかに排除し「都市の健全な発達」に取り組む重要な事業です。

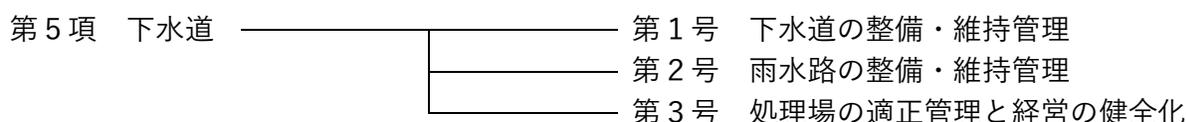
市民生活に欠かすことのできないライフラインとして、「安定・継続した下水道サービス」の提供を行うため、一層の経営基盤の強化と各施設等の長寿命化、耐震化を計画的に実施し、適切な維持管理に努めます。

また、雨水渠については適切な管理をはじめ、浸水対策の必要性が高い路線から計画的に整備を進め、「安全・安心なまちづくり」をめざします。

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 下水道の整備・維持管理

- 老朽化が進む施設等の長寿命化を図るため、下水道ストックマネジメント計画・最適整備構想等に基づき、計画的な施設の改修や耐震化を進め、効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- 公共下水道に隣接する一部の農業集落排水施設について、公共下水道へ施設整備による統合を行い、施設の共同化による効率的な運営をめざします。
- 「窓口、検針、収納」等の業務のほか、施設の維持管理業務等についても民間委託の拡大を検討し、市民サービスの向上と効率的な事務運営に努めます。

第2号 雨水路の整備・維持管理

- 浸水被害が発生する路線等、対策の必要性が高い路線から計画的に改修工事を行います。
- 計画的な雨水渠の清掃、点検、補修により適切に管理します。
- 千種・水取・城内地域の雨水排水整備を行い、「安全・安心なまちづくり」をめざします。

第3号 処理場の適正管理と経営の健全化

- 処理施設の更新については、流入汚水量の変動に注意し、適正な規模の施設能力や設備構成を見直します。
- 農業、漁業集落排水事業にも地方公営企業法の適用を行い、公営企業会計として経営の健全化に努めます。
- 集落排水事業の公営企業会計へ移行後、公共下水道の使用料へ段階的に統一をめざします。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・事業者等は、下水道への早期接続による「生活環境の改善」と「公共用水域の水質保全」に努めるとともに、使用料の納付意識の醸成に努めます。

行政は、将来にわたり「持続可能な下水道サービス」を提供するため、経営基盤の強化と適切な維持管理に努めるとともに、計画的な雨水渠整備による「安全・安心なまちづくり」をめざします。

第6項 河川



■ 現況と課題

近年頻発する集中豪雨被害に対し、河川沿線の住民の不安は年々大きくなっています。

南川については、堤防の漏水箇所や中洲の雑木等が問題となっているため、漏水対策や立ち木の伐採を行う必要があります。

その他の北川水系や南川水系の河川等、福井県管理の河川についても、河川内の立ち木や川底の上昇により、豪雨の際には甚大な被害をもたらす可能性が高くなっています。

普通河川については、土砂堆積が著しい箇所や老朽化による護岸の破損、未整備箇所があり、災害から市民の生命・財産を守るため、浚渫や護岸の補修、新設など整備を行う必要があります。



■ 基本方針

治水事業は、住民の生命と財産を災害から守り、豊かで住み良いまちづくりには必要不可欠であり、安全・安心のまちづくりの実現に向けて、北川水系流域治水プロジェクトを通じて、河川対策、ソフト対策、流域対策を推進します。

1級河川の北川や北川水系の河川については、「河川整備計画」により、早急かつ計画的に整備するよう国・県に要望します。

また、2級河川の南川等については、早期の「河川整備計画」の策定とともに、整備要望を行い治水に努めます。

普通河川は、浚渫や除草など地元と協力した維持管理と必要な河川整備による治水強化を推進します。各河川整備等において、良好な河川環境および生態系に配慮した自然環境の保全に努めます。

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系

第6項 河川 ————— 第1号 河川改修の促進

■ 取組内容

第1号 河川改修の促進

- 1級河川の北川については、「河川整備計画」に基づき計画的に整備されることはもとより、流域治水プロジェクトに基づき強力かつ早期整備に向けて国へ要望します。
- 2級河川の南川については、堤防の強化、漏水対策、雑木撤去、浚渫を進めるとともに、「河川整備計画」を早期に策定し計画的に整備されるよう、県に要望します。
- その他の県管理河川についても、雑木撤去、川底の浚渫を適時実施されるよう働きかけます。
- 過去に土砂が流出した河川についても砂防指定を行い、堰堤等の措置を要望します。
- 普通河川の管理については、地元の協力も得ながら浚渫等を行うとともに、護岸の補修や新設等、整備を行います。
- 各河川整備等において、良好な河川環境および生態系に配慮した自然環境の保全に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、補助事業を活用した河川周辺の草刈りや清掃活動等へ自発的に取り組むなど、河川環境の美化に努めます。

また、「砂防計画」に必要となる、災害時の被災写真の撮影と記録に協力します。

行政は、国・県管理の河川について、市民・団体の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。



河川の清掃作業

第7項 住宅



■ 現況と課題

高齢化の進展等による高齢者世帯の増加等、様々な理由により経済状況が悪化している世帯において、その生活の拠点となる住環境が整わない世帯に対して支援する必要があります。

また、市営住宅入居者の高齢化の進展とともに、耐用年数を経過した市営住宅の増加に伴い、住環境対策を行う必要があります。

さらに、高齢化や核家族化が進み、管理不十分な空き家が増加しています。



■ 基本方針

「住み心地の良い、住み続けたいまちの実現」をめざし、「安全・安心して暮らせる生活環境整備」を実施するほか、住環境整備に対する支援と耐震化事業の普及・啓発に努めます。

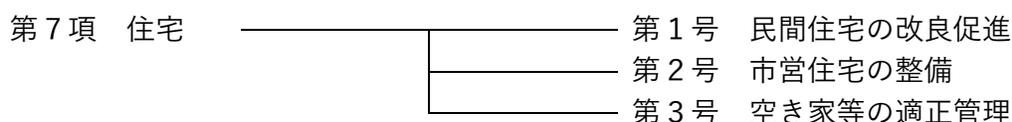
既存の市営住宅を有効活用し、高齢者対応など、時代のニーズに即した住環境づくりに努めます。

良好な居住環境を守るため、空き家の適正な管理の啓発に努めます。

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 民間住宅の改良促進

- 多世帯同居等の推進や移住・定住促進、子育て世帯等の住環境の向上を支援する「住まい支援事業」について、普及・啓発に努めます。
- 耐震化、ユニバーサルデザイン化について、普及・啓発に努めます。

第2号 市営住宅の整備

- 既存の市営住宅を有効活用するため、「小浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な維持管理および更新に努めます。
- 管理戸数の適正化を図るため、耐用年数を経過した市営住宅の除却を進めます。
- 耐震化率の向上やユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

第3号 空き家等の適正管理

- 「小浜市空き家等の適正な管理に関する条例」および「小浜市空き家等対策計画」に基づき、管理不全状態の解消、適正管理、有効活用等の施策を計画的に実施します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、耐震化やユニバーサルデザイン化等の情報を取り入れた住宅づくりを行い、また空き家の適正管理や情報提供をします。

事業者は、市民に対して、住宅づくりを行う上で耐震化やユニバーサルデザイン化等のノウハウを提供します。

行政は、市民・団体・事業者に対し住宅づくりや空き家等の情報発信をします。

第8項 スマートシティの実現



■現況と課題

現在、ケーブルテレビ通信網や通信事業者が整備した情報通信網等により、ブロードバンド・ゼロ地域は解消していますが、一部の地域においては、高速光回線サービスが利用できない状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症で社会情勢が大きく変化し、リモートワークやサテライトオフィスなど新しい働き方が求められています。

さらに、国は、Society5.0社会として、AIやビッグデータ、IoTなど新たなネットワーク技術・デバイス技術などを駆使した未来像の実現をめざしています。

こうした社会の実現に必要な情報通信基盤の整備が急務となっています。



■基本方針

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活、働き方、教育、行政、医療、防災など様々な分野で、これまでの価値観に大きな変容をもたらしました。

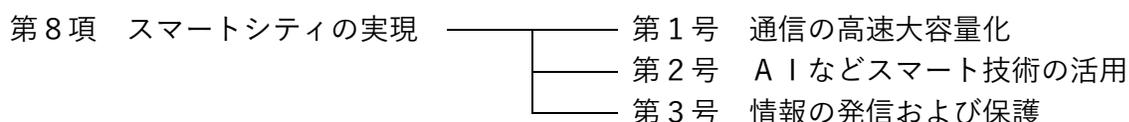
新型コロナウイルス感染防止のための対応により、日常生活の基盤をオンライン化することが不可欠となった現在、デジタルの力を使った新たな生活様式を実現し、様々な社会課題の解決に取り組めます。

また、Society 5.0に関する国の動向に注視するとともに、小浜市新まちづくり構想に掲げた「スマート&スローシティ 御食国若狭おばま」の実現に向けた取組みを進めます。

第2節 住み心地の良いまちの形成



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 通信の高速大容量化

- ケーブルテレビの通信網（HFC方式⁵²）をFTTH方式⁵³の通信基盤に再整備するなど、市内全域における通信の高速大容量化に取り組み、ICT教育やリモートオフィス・サテライトオフィスなど新しい日常に対応した通信環境の充実を図ります。

第2号 AIなどスマート技術の活用

- AIなどの先端技術について国の動向等を注視し、情報を収集するとともに、市民サービスの向上ならびに行政事務の効率化に向け、電子申請システムや公共施設予約システムなど行政事務への活用について検討します。

第3号 情報の発信および保護

- 市政やまちづくり、観光等に関する情報について、子どもや高齢者などすべての市民が共有できるよう、市公式ウェブサイトやSNS、広報おばまなどの各種メディアを活用するとともに、誘客に向けた情報発信に取り組みます。
- 行政が所有する個人情報の安全を確保するため、情報の保護および利用ならびに通信に対して、徹底したセキュリティ対策に取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、ICTの利活用により、自らの生活の質を高めるとともにまちづくりに積極的に参画できるよう、一人ひとりがデジタル機器等の操作、インターネット利用、セキュリティ対策等について正しい知識・技術の習得に努めます。

団体は、構成員のICTに対する正しい知識・技術の習得を促進し、ICTを利活用したコミュニティの活性化に努めます。

事業者は、ICT基盤の充実に努めるとともに、市民や団体に対する利活用研修等の機会を提供します。

行政は、ICT基盤の充実に努めるとともに、多様な媒体を活用し、様々な情報の収集に努め、行政情報を分かりやすく的確に伝達します。

⁵² **HFC方式** | Hybrid fiber-coaxial：ケーブルテレビの配線方式の一種で、CATV局のセンター局から光ファイバで配線し、途中で光／電気コンバーターによって各家庭には同軸ケーブルで配線される方式のこと。

⁵³ **FTTH方式** | Fiber To The Home：光ファイバを伝送路として各家庭へ直接引き込む光通信方式のこと。

